

神崎市監査委員告示第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和6年3月18日付け提出された「神崎市職員措置請求」について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和6年5月13日

神崎市監査委員 松田 精里

神崎市監査委員 木原 憲治

(別紙)

決 定 書

第 1 請求人

(省略)

第 2 請求書の提出日

令和 6 年 3 月 1 8 日

第 3 請求の要旨

請求書に記載された内容は、次のとおりである。(一部、補正後のものに変更したほかは、ほぼ原文のまま。)

- ① 産業建設部が起案し市長が決裁し、令和 6 年 2 月 2 日に公告された「神崎市仁比山公園利活用事業」について、69,852 千円と市が整備予定の具体的な金額の記載に関しては、予算措置されておらず、予算の裏付けが無いままの予算執行行為であり、地方自治法に抵触することから、今後、このような行為を行わないよう規則を制定すること。
- ② 前項の事業を行うにあたり契約している「ホテル神埼温泉跡地周辺利活用手法検討・支援業務委託」は、約 1,100 万円の契約にもかかわらず、随意契約にて執行されていることから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項のどの号にも当てはまることのないことから、違反しているため、設計額に指名または、一般競争入札した場合の平均落札率を乗じた落札額と今回の契約額の差額が、過剰に受注した業者に支払われており、市へ損害を与えていることより、受注した業者または、市長（決裁権者）に返還させること。
- ③ 「ホテル神埼温泉跡地周辺利活用手法検討・支援業務委託」は、「神崎市仁比山公園利活用事業」の公告を中止したことから、業務自体が完了しないことが見込まれるため、このことが無駄な公共投資であり、市へ損害を与える不当な公金の支出と考え、当該業務を推し進めた執行者（市長または決裁権者）に対し、支払った委託料または、契約した額から②で計算した差額を差し引いた全額返金をさせること。

第4 証拠書類（事実証明書）

- ・ 神埼市公告第13号の写し
- ・ 令和5年度ホテル神埼温泉跡地周辺利活用手法検討・支援業務委託に関する関係資料一式の写し
(起工～契約締結までの起案の写し、歳出予算査定通知の写し、事業一覧表の写し、支出負担行為書の写し)
- ・ 事業一覧表の写し（ホテル神埼温泉跡地及び周辺施設利活用事業）

第5 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項所定の要件を具備しているものと認め、令和6年3月18日付けで受理した。

なお、当初提出された請求書の要旨では、請求対象が明確でなかったこと等により、4月3日に請求人に補正通知を発送し、請求人からの4月8日付けの補正書を4月9日に受理した。

第6 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び補正書並びに陳述内容から、本件請求の監査事項を次のとおりとした。

- i) 「規則の制定」については監査請求の対象とはならないため監査対象事項から除外
- ii) 「ホテル神埼温泉跡地周辺利活用手法検討・支援業務委託」で行なった契約の違法性や公金支出の不当性について
- iii) 「神埼市仁比山公園利活用事業」で事業者の選定の公告を中止したことにより、「ホテル神埼温泉跡地周辺利活用手法検討・支援業務委託」の業務が完了しないことに伴う公金の支出の不当性について

2 監査対象機関

産業建設部商工観光課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定により、令和6年4月17日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

なお、新たな証拠として、事業一覧表の写し（ホテル神埼温泉

跡地及び周辺施設利活用事業）が提出された。

4 監査の実施等

前記機関を対象として、令和6年3月21日に事前調査を実施し、同年4月24日に監査委員による対面での監査を実施した。

第7 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。
本件請求の①は不適法な請求のため却下し、②、③の請求は、違法性・不当性が認められないため、請求人の主張には理由がないものとして棄却する。

以下、請求人の主張、監査対象機関の説明及び調査結果を踏まえ、その理由について述べる。

1 請求人の主張

(1) 予算の裏付けなしでの公告について

「神崎市仁比山公園利活用事業」で、市が整備予定していたエリアの費用について、予算措置がなく予算の裏付けなしで行った公告行為が、地方自治法に抵触しているため、この行為を規制するため規則の制定を求める。

(2) 随意契約の締結について

「ホテル神埼温泉跡地周辺利活用手法検討・支援業務委託」で随意契約を行っているが、随意契約できる要件のどれにも該当しないにもかかわらず、随意契約の締結を行っていることが違法であり市が損害を被っているから、市との不当な契約を受注した業者に返還請求を求めるが、それに応じなければ契約した市長に賠償を求める。

(3) 公告中止で業務が完了しないことに伴う公金の支出について

「神崎市仁比山公園利活用事業」の公告を中止したことで、「ホテル神埼温泉跡地周辺利活用手法検討・支援業務委託」の業務が完了しないこととなるため、委託業務自体が無駄な公共投資であり、委託料の支出が不当な公金支出であると考えている。

また、このことにより市に損害を与えているため、契約当時の市長に返金を求める。

2 監査対象機関の説明

- (1) 「規則制定」を求める請求については、監査請求の対象とならず、今回の「神崎市職員措置請求」で請求できる内容でないため、却下すべきものとする。

次に、今回、請求者より指摘のあった執行は、当課の予算措置前の施設等整備費の総額を記載した公募型プロポーザル公告の募集要項に「本公募は令和6年2月神崎市定例会で令和5年度補正予算として、本市が整備する施設の整備費用が可決されなかった場合、中止となる。」と記載することで、当該プロポーザルが予算の発効を条件とする準備行為であることを明らかにして公募を行っており、法第232条の3に抵触しないとする。

また、複数の自治体でも同様の手続きで公募型プロポーザルの公告を実施していることから、この方法が不適切な行為ではないとする。

- (2) 当課が行った随意契約については、法施行令第167条の2第1項第1号の規定を適用するものでなく、同条同項第2号に基づく随意契約を行ったもので、請求者の指摘は合致しない。

また、同条同項第2号では、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定されており、当該事業が高度な観光事業ノウハウや官民連携の手法を用いるための高度なスキルを必要とする難易度の非常に高い事業と捉え、同規定を適用することとした。

また、最高裁判例（昭62.3.20）によれば、競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難であるとは言えないが、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約団体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益の増進に繋がると合理的に判断される場合も同規定を適用することができるという判例がある。

これを本件請求にみると、請求人が請求する計算方法等による差額返還に対応するものではないとする。

- (3) 公募型プロポーザルの公募を行い、事業者の申請はあったものの最終的に要件資格を有する事業者がいなかったため、公募型

プロポーザルの中止をせざるを得ず、受託事業者の選定には至っていない。

しかしながら、出来高払いとするための変更契約を行い委託料を支払うこと自体が無駄な公金の支出には当たらないと考える。

また、今後、当該事業の再検討などを進めるにあたり、成果品の活用は可能であることから、公募を中止したことが市民に対して不利益が生じていないため、請求人が請求する委託料の返還は対応するものではないと考える。

3 調査結果

本件請求について、次の通り事実を確認した。

(1) 予算の裏付けなしでの公告について

本件請求に関する公告は、令和6年2月2日付けで行なわれている。

公告された書類の中で、募集要項の「第6 その他 4 公募の取りやめについて」において、『本公募は令和6年2月神埼市定例会で令和5年度補正予算として、本市が整備する施設の整備費用が可決されなかった場合は、中止となる。』の記載があることを確認した。

また、関係対象機関より提出された資料より、令和6年1月29日の議会全員協議会で、本事業に関連する予算や事業スケジュールなど、事前承認を得るための説明を実施していることを確認した。

(2) 随意契約の締結について（契約締結までの経緯等）

本件請求に関する随意契約について、以下の内容について確認した。

<業 務 名> 令和5年度

ホテル神埼温泉跡地周辺利活用手法検討・支援業務委託

<起 工> 令和5年7月3日 （契約方法）単一随意契約

（契約期間 契約締結日から令和6年3月22日）

<当初契約> 令和5年7月14日（契約金額）10,490,700円

（契約期間 令和5年7月14日から令和6年3月22日）

<変更設計> 令和6年3月18日

<変更契約> 令和6年3月21日

(減額) △1,343,100 円 (契約額 9,147,600 円)

出来高に応じて減額

(契約期間の変更なし)

<支払> 令和6年4月25日 完了

(3) 公告を中止したことによる業務の遂行状況について

「ホテル神埼温泉跡地周辺利活用手法検討・支援業務委託」の中で、支援業務の一つとして公募型プロポーザルを行うこととなっており、この公募による事業者の募集を行ったものの、公募要件を満たす事業者がいなかったため公募を中止しなければならなかったことの経緯を確認した。

4 監査委員の判断および理由

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定している。

また、住民監査請求を行う場合には、違法又は不当な公金の支出や財産の管理を怠る事実について、これらを「証する書面（事実証明書）」を添えて請求することとなっている。

監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

①の請求では、「今後、このような行為を行わないよう規則を制定すること」を求めているが、「規則の制定」のような非財務会計行為に係る請求は、財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の対象とはならない。

また、本件請求について、公告が事後の契約の前提行為になるとして、同契約に基づく公金支出の事前差し止めを求める趣旨であると補正することも考えられる。その場合であっても、上記公告の中止によって今後の予算執行が実施されることは無くなったため、差し止めるべき公金支出も存在しないこととなる。それ故、請求すべき行為が存在しえないため、違法又は不当に関する具体的

な検討を要することなく本件請求は成り立たないと判断される。

②の請求において、委託業務で随意契約による契約締結を行ったことについて、契約金額のみでの判断で今回の随意契約の違法性を主張している。

随意契約は、法第 234 条の第 1 項に定めがあり、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」、同条第 2 項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」としている。

「政令で定める場合」として、同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」としている。

ここで、同法施行令で規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」については、最高裁判所昭和 62 年 3 月 20 日判決において、「競争入札の方法等によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当でなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号（注：現行法では第二号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」と判示しており、随意契約の締結は行政の裁量的行為であると解され、その裁量権に逸脱又は濫用がなければ、法令に反することにはならないと解される。

これを本件請求についてみると、関係対象機関からの説明同様、法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定中、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の契約と解することが出来

ると判断する。

また、当該事業を遂行するにあたり、観光事業への豊富な知識や技術、官民連携を用いた手法などを備え持ち、数多くの成功事例を有する業者を選定し契約を締結した行為は、合理的な裁量判断により決定したものと判断する。

今回の契約で、受注した業者及び市長に対し、請求者が過剰に契約したと考える部分の返還を求めているが、この契約を締結したことに不合理な点は見つからず、裁量権を逸脱又は濫用しているものとは認められない。

よって返還すべき公金は見当たらない。

③の請求では、公告を中止したことで業務が完了しないこととなるため、コンサルタント（委託）業務自体がすべて無駄であり、今回支払う委託料が、不当な公金支出にあたり、市へ損害を与えていると考えることより返金を求める主張をしている。

関係対象機関から公募を中止した経緯について説明を受けたが内容は次のとおりであった。

市では、公募型プロポーザルによる公募を実施し、応募者の申請はあったものの、資格要件を完全に満たす事業者がいなかったため中止を判断しており、恣意的判断による中止を行ったものではない。

今回の中止に伴い、契約内容を見直して変更契約の締結をおこなっていることで、過大な支出はなく、これまでに進められた業務成果に見合う支払を行っている。

この業務成果は、当該事業を引き続き検討していく中で、有効に活用できるものと捉え、無駄な事業遂行だったとは考え難い。

こうした理由により、契約自体に違法性は認められず、成果に対する正当な対価として支払われるべきものと判断する。

また、請求人は市へ損害を与えたことに対する返金を求めているが、請求人から提出された「神崎市職員措置請求」や「証する書面（事実証明書）」においても、財務会計上の行為の違法性や不当性について摘示をしている記載など、認められるものはなかった。

よって、本件①の請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、②、③の請求は、違法性・不当性が認められないため、請求人の主張には理由がないものと判断した。

第 8 意見

本件請求に対する監査結果は前記第 7 のとおりであるが、監査対象機関および契約関係部署に対し、監査委員の意見を次のとおり付

す。

今回の請求対象となった契約は、法令等に則り、財務会計上の行為として随意契約の方法で契約を締結しており、手続きそのものの異論はない。

しかしながら、監査対象機関から提出された証拠書類や監査対象機関である商工観光課への意見聴取で、契約方法の決定までの過程について、契約関係部署と見解の相違があったことが確認できた。

契約にあたっては、関係部署双方の見解の相違を十分に協議・検討の上で事務処理等を進めるように取り組まれない。